

創業するなら、福井。



(R2 年度) U I ターン移住創業支援事業助成金の募集案内

概 要

県外から福井県内に移住し、本県の地域課題を解決するための社会的事業分野における創業を行う方に対し、その経費の一部を助成します。

助成限度額	200万円
助成率	2／3以内
助成対象期間	交付決定日から翌年2月末まで



採択者には、

奨励金(最大240万円)

移住支援金(最大100万円)

を別途支給！

最大540万円!!

助成事業の内容

【助成対象者の要件】

- ①公募開始日（2020年4月1日）から事業期間完了日（2021年2月28日）までに、福井県内で創業し、個人事業の開業届出または会社等^{*}の設立登記を行い、その代表者となる者。

※会社等…株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人。
ただし、大企業および「みなし大企業」は対象外とする。

- ②公募開始日の1年前（2019年4月1日）から事業期間完了日（2021年2月28日）までに、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有している者。

- ③福井県に住民票を移す直前に、連続して5年以上、福井県外に在住していたこと。

【助成対象事業】

■福井県の地域課題解決に資する社会的分野の事業

- 空き家活用 ○子育て支援 ○買物弱者対策 ○県産品の活用 ○健康寿命延伸
○高齢者・障がい者の生活支援 ○教育・人材育成 ○環境対策 ○地域活性化
○まちづくり ○地域商社

等

【助成対象経費】

■次の（ア）～（ウ）にかかる経費のうち、下表に定める経費

（ア）事業拠点開設にかかる経費

（イ）新商品・新サービス等の開発にかかる経費

（ウ）新商品・新サービス等の販路開拓にかかる経費

経費区分	内容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、不動産の増改築および価格が50万円以上のものを除く。）、人件費（役員および個人事業主と生計を一にする家族は除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、車両および価格が50万円以上のものを除く。）、その他創業に必要と認められる経費
商品開発事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

※助成対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費のみを対象とする。

奨励金について

詳しくは、県創業・経営課にお問い合わせください。

■助成金採択者には、創業準備期間中の生活基盤の安定を図るための「奨励金」を支給します。

支 給 額	世帯：240万円／年、単身：210万円／年
支 給 時 期	U I ターン移住創業支援事業助成金の交付決定後 ※福井県への住民票の異動を確認してから支給します。
支 給 方 法	原則として、6ヶ月ごとに半額ずつ支給

■期間中に創業できなかった場合、交付決定後、5年未満で福井県から転出した場合は
全額返還対象となります。

移住支援金との併給について

詳しくは、各市町にお問い合わせください。

- 本助成金は、移住先の各市町が交付する「移住支援金」との併給が可能です。
移住支援金の対象要件につきましては、本助成金と異なる部分（住民票を移す時期など）もありますので、併給を希望する方は、両方の要件を満たすよう、十分にご注意ください。
- 移住支援金の対象とならない地域もありますので、ご了承ください。

伴走支援について

■助成金採択者には、事業計画の実現に向けて、ふくい産業支援センターがサポートします。

[主なサポート内容]

- ・創業マネージャーによる相談対応（随時）
- ・産業支援センターが実施する創業者向け勉強会、ワークショップ等の受講

応募方法

【募集期間】令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）17時必着

【提出先】〒910-0296

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16（福井県産業情報センタービル 3階）
公益財団法人 ふくい産業支援センター ふるさと産業育成部

【提出までの流れ】

①事業計画書の作成

ふくい産業支援センターのHPから応募様式をダウンロードし、計画書を作成してください。

②創業マネージャーへ相談

ふくい産業支援センターの創業マネージャーが、計画書の作成支援を行います。
必ず1度は、創業マネージャーによる内容確認を受けてください。（メール対応可）

③県内の商工団体へ相談

提出にあたり、県内の商工会議所・商工会から「意見書」の発行を受ける必要があります。
募集締切の1週間前までには、各商工団体へご相談ください。

④提出

【お問合せ先】

■（公財）ふくい産業支援センター ふるさと産業育成部

TEL：0776-67-7400 FAX：0776-67-7429 URL：<http://www.fisc.jp/>

E-Mail：ebiz-g@fisc.jp

■福井県産業労働部創業・経営課

TEL：0776-20-0537 FAX：0776-20-0678

E-Mail：sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp

事業計画書の作成にあたり、ご不明な点がございましたら、
ふくい産業支援センターまでご相談ください。